

○施設使用上の注意事項

① 活動内容に関する禁止事項

以下の内容が伴う活動は原則として禁止です。

- (1) 選挙及び政治活動を目的とするもの
- (2) 布教活動などの宗教活動を目的とするもの
- (3) 営利目的なもの
- (4) 学外団体および学外者が参加するもの
- (5) 会食、コンパ、打ち上げ等の飲食（お酒を含む）を目的とするもの
- (6) 借用申請を行っていない施設を許可なく使用するもの
- (7) その他、教育上及び管理上不適切と認められるもの

以下の内容が伴う活動を行った場合は、以後の使用を許可しません。

- (1) 申請内容と実際の使用目的が異なる場合
- (2) 許可条件に違反した場合
- (4) 周辺住民等から迷惑駐車等の苦情が寄せられた場合

② 使用に関する注意事項

以下の内容に該当する事柄、行為をしてはいけません。

- (1) 許可された目的と異なる活動を行うこと
- (2) 許可されていない器具又は備品の持ち込み、及びそれを使用すること
- (3) 施設の破壊、滅失又は汚損の可能性が高いもの
- (4) 火気、工具類を使用すること
- (5) 施設のレイアウト（机、イスの台数、配置）を許可なく変更すること
※許可された場合は、借用後、原状復帰すること
- (6) 指定場所以外での喫煙（借用施設及び建物内の廊下やトイレを含む）
- (7) 借用した施設を他の団体へ転借、または共同で利用すること
- (8) 指定場所以外への掲示

※開催行事等でやむを得ずに施設の壁やガラスにポスター等を固定する場合は、弱粘性テープ（養生テープ、マスキングテープ）を使用してください。

③ 借用時間の延長について

以下のいずれかに該当する活動である場合、施設を延長して使用する事ができる。

※サークルは延長不可

- (1) 文化会芸文系クラブ発表会、学術系クラブ発表会
- (2) 中京大学祭
- (3) 定期講演会、定期演奏会
- (4) 大会、コンクール
- (5) 合同練習、指導者来校

使用上の注意

○延長申請は最初の延長日の1週間前までに行う

○延長は延長開始日から『1カ月』以内とする

○延長は『21時30分』までとし、『22時』までに全員が大学構内から退出する